# 農地中間管理事業規程

# 第1章 総 則

# (事業実施の基本方針)

第1条 公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」という。)は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第3条に基づき兵庫県知事(以下「知事」という。)により作成された農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農地の集積・集約化により農地の有効活用を図り、農業経営の効率化による経営体の所得向上、さらには農村地域の健全な維持発展を目指し、農地中間管理事業(法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

# (事業実施区域)

第2条 機構が行う農地中間管理事業の実施区域は、兵庫県における都市計画法(昭和43年 法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存す る農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23 条1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。)を除く 区域とする。

# (事業対象農用地等)

- 第3条 機構が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。
  - 一 農地 (耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。) 及び農地以外の土地で主として 耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの(以下「農用地」 という。)
  - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的 に供さ れる土地(以下「混牧林地」という。)
  - 三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
    - ア 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
    - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の 用に供する施設
    - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵 蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する 施設
    - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
  - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農 用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。ただし、直接生産に供さ れる施設用地(園芸用ハウス用地、畜舎用地)は除く。

(市町等との連携)

- 第4条 機構は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町とその作成に参画する農業委員会、加えて農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- 2 機構は、原則として全市町に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担えるようにするものとする。さらに、必要に応じて市町公社やJA、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- 3 機構は、原則として全ての市町及び市町が指定する者に、あらかじめ農業委員会の意見 を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。
- 4 機構は、業務委託先の名称及び住所を市町等に通知し、当該委託先間との連携が図られるよう配慮するものとする。

# (業務の委託)

- 第5条 機構は必要に応じて、知事が指定する者に対し、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの(広報、畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作、相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連農地整備事業」という。)が行われることがあることの説明、賃料の収受・支払、データ管理等)について、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- 2 機構は、前項の業務について、知事が指定する者以外に委託する場合は、知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

### 第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

# (利用者への再配分)

第6条 機構は、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権 (法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。)を取得した農用地等 の利用の再配分を適切に行うものとする。

### (重点的に実施する区域)

- 第7条 機構は、農用地等の利用の集約化に資するよう、必要に応じ農地中間管理事業を重 点的に実施する区域を定めるものとする。
- 2 重点的に実施する区域は、実質化された人・農地プランが作成されるなど、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じており、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とするものとする。
- 3 なお、前項の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

### (農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第8条 機構が農地中間管理権を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。

- 一 機構は、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるもの については、農地中間管理権を取得しないものとする。
  - ① 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地
  - ② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないものであって借受希望者がいないもの
- 二 機構は、当該区域における借受希望者の募集に応募した者の数、応募の内容その他の 事情及び将来的な基盤整備事業の活用等を考慮して、当該区域内の農用地等について、 農地中間管理権の取得を検討するものとする。
- 三 機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

なお、関係機関からの情報提供や借受希望者の登録等からみて地域内に担い手が十分にいない地域については、担い手が利用しやすいよう、農地の条件整備を検討するとともに、他地域の認定農業者や法人経営体、農業参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう、地域の関係者及び関係機関と連携して、当該地域の人・農地プランの内容を踏まえ、働きかけるものとする。

- 四 当該農用地等の賃料が、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。
- 五 その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

# (貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

- 第9条 機構は、市町等と連携を密にして、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、 特に当該地域に担い手が十分にいるかどうか、当該地域に機構を活用した農地利用の集積・ 集約化の機運があるかどうか、当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等を把握する とともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。
- 2 その上で、機構は貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- 3 さらに機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- 4 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- 5 農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連農地整備事業が行われることがあること について、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 6 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して原則 10 年以上とする。ただし、所有者や借受希望者の意向を踏まえ、下記の場合は 10 年未満とすることを妨げない。
  - 一 既に機構が貸し付けている借受希望者であって、新たな借受農用地等の貸借期間の終期を、既借受農用地の終期にそろえる場合。
  - 二 その他、理事長が特に認める場合。
- 7 機構は、利用意向調査(農地法第32条)によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑

木や土石の除去等農業上の利用増進を図るために必要な措置を講じれば、当該遊休農地の貸付が行われると認められる場合には、農業委員会と連携し当該遊休農地の所有者に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

# (貸付先決定ルール)

- 第10条 機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町による機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画(以下「集積計画一括方式」という。)への同意による農用地等の貸付先を決定するに当たっては、次の点に留意するものとする。
  - 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
  - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないよう にすること。
  - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
  - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
  - 五 一から四に則ったうえで、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮すること。

### 2 必須事項

担い手の利用農地の集約化等および農村地域の健全な維持発展の観点から、次に掲げることについて適合しなければ貸付先の決定は行わないものとする。

- 一 地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしていること。
- 二 当該農用地等の貸付条件と借受希望者の希望条件が適合している、または承諾していること。

# 3 最優先配慮

- 一 機構は、農地の集積・集約化を促進する観点から、地域合意に基づいた人・農地プランなど地域における農業者等による協議の結果を、貸付先の決定にあたり優先的に取り扱うものとする。
- 二 経営規模拡大や農作業の効率化を意欲的に取り組む担い手(認定農業者、基本構想水 準達成者、認定新規就農者、新規就農者、農業参入希望者等)についても、十分に配慮 するものとする。

### 4 優先配慮

- 一 当該地域の借受希望者のうち、農作業の効率の観点から、現在経営している農用地との位置関係において不合理でないこと。
- 二 当該地域の借受希望者のうち、地域農業の維持発展に資する農業経営を営もうとしていること。
- 5 機構は、前2項の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者 を含めない第三者委員会を設置するものとする。

#### 6 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とする。

ただし、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間

後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

- 7 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 8 機構は、兵庫県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議の場、戸別訪問、電話・メール・インターネットその他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。
- 9 市町が集積計画一括方式を検討している場合、機構は、市町段階において、貸付先決定 ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められる よう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話合いの段階から参加するものとする。

# (利用条件改善業務の実施)

- 第11条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができるものとする。
  - 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
  - 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を 行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

# (相談又は苦情に応ずるための体制)

第12条 機構の本社及び農地管理事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

### 第3章 農地中間管理事業の実施方法

### (借受けを希望する者の募集)

- 第13条 機構は、借受けを希望する者を、毎年1月1日から12月31日の間募集するものとする。
- 2 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域(人・農地プランの区域等を参考に、空白 区域ができないように設定)とし、必要に応じ当該市町の意見を聞いて決定するものとす る。
- 3 募集に当たっては、必要に応じ当該区域における農用地等の特徴(水田地帯、畑地帯、 果樹地帯など)、当該区域内に担い手が十分いるかどうか(関係機関からの情報提供や借受 希望者の登録状況等からみて判断)等を明確にして募集するものとする。
- 4 借受希望者は、応募に当たって次の事項を明確にするものとする。
  - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
  - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
  - 三 借受けを希望する期間
  - 四 現在の農業経営の状況(作物ごとの栽培面積等)
- 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由(規模の拡大、農地の集約化、新規参入等)

- 5 募集は、インターネットの利用等により行うものとする。
- 6 地域内に担い手が十分いない地域(関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等から みて判断)については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対 して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
- 7 前6項を行った上で、募集に応じた者については、次の事項等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。
  - 一 その氏名又は名称
  - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
  - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
  - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 8 なお、機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、 募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、ま た、法第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

# (農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

- 第 14 条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、 知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
  - 一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
  - 三 第15条の利用状況の把握によって、農用地等の貸付けを行った者が当該農用地等を適正 に利用していないと認められるときは、知事の承認を受けて、当該貸付けに係る賃貸借又 は使用貸借の解除をするものとする。

ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

2 なお、前項に基づき機構が当該農用地等の所有者に対し解除の申入れを行った場合に、所有者が機構に対して賃料の支払いを求めず、かつ、管理経費を負担する等機構にとって財政的な負担が発生しないときに限り、機構はその契約を解除しないことができるものとする。

### (農用地等の利用状況の把握等)

第15条 機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて現地調査の実施等により状況を把握し、契約の解除の要否を判断するものとする。

### (賃料の水準等)

- 第 16 条 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該 地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議 の上、決定するものとする。
- 2 なお、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすこと のないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本 として、賃料を決定するものとする。

### (農用地利用改善事業)

- 第17条 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用規定を定めようとする場合には、市町、農業委員会等と連携して、事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- 2 機構は、農用地利用規定の定める事項について、農用地利用改善団体との合意した場合には、当該農用地利用規定に同意するものとする。

# (研修事業の実施)

- 第18条 機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、貸付けを行うまでの期間、必要に応じて、当該農用地等を利用し新規就農者等への研修を行うものとする。
- 2 機構は、研修を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用 地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- 3 機構は自ら研修を行うことができるほか、関係機関に業務委託できるものとする。
- 4 研修終了後、必要に応じて、当該研修で使用した農用地等を、研修を受けた者に貸し付けるものとする。

# (不適正な事案が生じた場合の対応)

- 第 19 条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに兵庫県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- 2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理 事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

### (その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は機構理事 長が別に定める。

### 附則

### (施行期日)

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年12月16日から施行する。
- この規程は、平成29年9月25日から施行する。
- この規程は、平成29年10月25日から施行する。
- この規程は、令和元年11月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。